

## 美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします



1学期が無事終了し、夏休みが始まりました。

いっぱい食べて、しっかりと休息を取りながら、体の変化に気を付けつつ、暑い夏を元気に過ごしていきましょう！！



### 給与明細書の見方

今年度のスクールサポート便りでは、給与明細書の見方について特集しています。第3回目は「特殊勤務手当」についてです。

※日額特殊勤務手当と月額特殊勤務手当を総称して、「特殊勤務手当」といいます。

**概要**：著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮すること適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当です。

※一般、地方警察、県立学校、市町村立学校職員で手当の種類が異なります。今回は市町村立学校職員の手当を紹介します。

**種類**：①多学年学級担当手当②教育業務連絡指導手当③教員特殊業務手当④夜間中学業務手当の4つを合算した額が「日額特殊勤務手当」で支給されます。  
⑤夜間学級担当手当は「月額特殊勤務手当」で支給されます。

#### ～5つの手当の説明～

##### ①多学年学級担当手当

**支給要件**：小・中・義務教育学校の2以上の学年の児童・生徒で編制される学級を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師で当該学級における授業又は指導に従事したものに支給されます。

ただし、「給料の調整額適用者」「多学年学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の1/2に満たない者」「多学年学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者」は除きます。

**支 給 額**：2学年で編成される学級(日額290円)×(業務従事日数)      3学年で編成される学級(日額350円)×(業務従事日数)

##### ②教育業務連絡指導手当

**支給要件**：教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定めるものの職務を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭が下記の担当に係る業務に従事したときに支給されます。

**教務主任(1学級以上の学校)、学年主任(3学級以上の学年)、生徒指導主任(3学級以上の学校)、保健主任、進路指導主任(6学級以上の学校)**  
※義務教育学校の場合です。

**支 給 額**：(日額200円)×(業務従事日数)

##### ※重複支給の制限

同一勤務日に当該手当の対象となる2以上の業務に従事した場合においても、いずれか一つの業務に限り支給されます。



### ③教員特殊業務手当

支給要件：小・中・義務教育学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、下記の6つの業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給します。

6つの業務の内、多くの教員の皆様が該当する可能性がある項目3つを下記の表で紹介します。

業務例	支給要件			支給額
修学旅行 宿泊学習	・1日8時間程度業務に従事したこと			(日額5,100円) × (業務従事日数)
中体連 引率指導	(1)泊を伴うもの	1日8時間程度業務に従事したこと	【泊を伴う】 出張扱い 振替措置(有) (週休日等の場合)	(日額5,100円) × (業務従事日数)
	(2)週休日に行うもの	ア 終日に及ぶ程度(日中8時間程度) イ アと同程度業務に従事したこと	場所:会場校 振替措置(無)	
部活動指 導	・週休日等に3時間以上業務に従事したこと			(日額3,000円) × (業務従事日数)
	・週休日等2時間以上3時間未満業務に従事したこと			(日額2,000円) × (業務従事日数)

※管理職(校長・教頭等)は対象外。

残りの3つを紹介します。

#### ○非常災害時

支給要件：正規の勤務時間外に学校の管理下において行う非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務に従事したものに支給されます。

支 給 額：(日額8,000円)×(業務従事日数)※ただし、被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める事務に従事した場合 100/100 加算

#### ○救急業務時

支給要件：正規の勤務時間外に学校管理下において行う児童・生徒の負傷、疾病等(極度の肉体的疲労を含む。)に伴う救急の業務に従事したときに支給されます。

支 給 額：(日額7,500円)×(業務従事日数)

#### ○緊急業務時

支給要件：正規の勤務時間外に学校管理下において行う児童・生徒に対する緊急の補導業務に従事したときに支給されます。

支 給 額：(日額7,500円)×(業務従事日数)

#### ④夜間中学業務手当 支給要件：夜間学級を設置する中学校に所属している事務職員、学校栄養職員(美郷町内該当なしの為一部省略)

支 給 額：(日額190円) × (業務従事日数)

#### ⑤夜間学級担当手当 支給要件：夜間に授業を行う学級を設置する中学校の業務に従事した職員に支給されます。(美郷町内該当なしの為一部省略)

支 給 額：(1) 管理職手当を受ける職員 給与月額に4/100を乗じて得た額

(2) (1)以外の職員給与月額に6/100を乗じて得た額

ご自身の給与について知りたいこと、わからぬこと等がありましたら、各学校事務職員まで遠慮無くお尋ねください！



# 美郷町共同学校事務室6月末から7月の取り組み

○6月24日(火)

実務・協議(児童手当現況届互検等)

児童手当現況届をメインに互検を行いました。

様式が新しくなったのでより注意して行いました。

○7月8日(火)

Aチーム教育課への取組説明

実務・協議(電算報告・旅費請求書互検等)

ビジョントレーニングボード製作取組の説明を教育課に行いました。

実務では互検を確実に行うことで、様々なケースに対応できる処理能力を身につけています。

○7月22日(火)

美郷北義務教育学校分 諸表簿点検

美郷北義務教育学校を訪問し、諸表簿点検を1日かけて行いました。各種手当や給与関係の手当等を各担当に分かれてチェックをしました。

諸表簿点検を行うことで、適正化を図ると同時に書類を見る力を高めています。

○7月15日(火)

チームA取組

ビジョントレーニングボードの製作を行いました。

○7月29日(火)

西郷義務教育学校分 諸表簿点検 予定

☆活動内容の詳細は下記 URL のリンク先よりご覧いただけます。

・みさと文庫について

[「日誌 - 美郷町共同学校事務室ホームページ」](#)

6 June

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	

7 July

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	
27	28	29	30	31	1	

2025

2025

～今年もみさと文庫がやってきます～

みさと文庫とは、町教委と共同学校事務室が連携して、購入の調整から学校ごとの回覧を行い、より幅広い図書を各学校に届ける美郷町独自の事業になります。今年度は注文を行い、秋頃に各学校に設置予定ですので、届きましたら是非お手にとってみてください。

前回のスクールサポート便りでも紹介されていました美郷町の三大祭りの一つである「御田祭」ですが実際に足を運んできました！泥しぶきをあげながら神田を牛と馬が疾走する「牛馬入れ」は迫力があり大変盛り上がっていました。泥しぶきを浴びると無病息災のご利益があると言われているらしいですよ～♪



～御田祭に行ってきました～